

福井県工事検査要綱

制定 昭和53年 8月 1日

最終改正 平成26年 4月 1日

この要綱は、福井県工事検査規程（昭和40年福井県訓令第19号）に基づいて行う検査について必要な事項を定めるものとする。

（検査事務）

- 第1条** 工事主管課長ならびに工事関係事務所長等（以下「事務所長等」という。）は、工事請負契約締結後2週間以内に、工事検査命令および復命（様式1）、工事契約概要および成績評定書（工事成績評定要領（以下「要領」という。）様式2）（以下「工事検査カード」という。）に所要事項を記入し、工程表および現場代理人および主任（監理）技術者等通知書（以下「現場代理人等通知書」という。）の写を添えて工事検査課長に提出するものとする。なお、工事完成までに工事内容等に変更が生じたときは、その変更内容および変更工程表、現場代理人等変更通知書の写を提出するものとする。
- 2 完成検査（一部完成検査を含む）は、事務所長等において完成通知書（様式2）を受領し、工事完成検査申請書（様式3）により直ちに工事検査課長に検査を申請するものとする。
- 3 中間検査は、次の場合において工事検査課長が必要と認めたときに実施する。
- （1）中間検査申請書（様式第4）により申請のあったとき。
 - （2）工事施工中の段階において、施工管理・工程管理等を確認するため工事施行適正化検査を実施するとき。
- 4 工事検査課長は、検査の日時および検査職員その他検査に必要な事項について事務所長等に通知するものとする。ただし、工事施行適正化検査は除く。

（検査命令）

- 第2条** 検査職員に対する検査命令は、工事検査カードにより行うものとする。

（検査職員の任務）

第3条 検査職員は、検査の執行にあたって、規程第4条、第5条および第6条の規定を守り、工事検査基準により、合格、不合格の決定ならびに出来高の判定をしなければならない。

(検査の実施)

第4条 中間検査は、現地で、契約と適合しているか全般の履行状況について調査を行うものとする。

- 2 契約解除による一部完成検査の場合、出来高部分と認めるものは、設計の一部効用を発揮していなければならない。
- 3 検査職員は、検査の当日、関係者の立会いがないときおよび検査が困難と認めたときは直ちに中止し、工事検査課長の指示を求めるものとする。

(検査の復命)

第5条 検査職員は、検査を終了したときは、工事検査カードの復命欄に、所要事項を記入しその結果を復命するものとする。

- 2 工事検査カードの検査評定欄は、要領に基づき、完成検査を終了したときに記入するものとする。

(工事の修補)

第6条 検査職員は、検査の結果、工事に極めて重大な誤りがあり、修補を必要とすると認めるときは、工事修補事項を工事検査課長に報告(様式5の1)するとともに、修補を会計管理者または事務所長等から受注者に指示(様式5の2)するものとする。

- 2 前項の修補部分についての完了検査は、特に重要なものについては再検査し、その他のものについては事務所長等の提出する修補事項確認報告書(様式5の3)により確認するものとする。

(その他)

第7条 工事主管課および事務所等で行う検査についてもこの要綱を準用するものとする。

第8条 公共工事行政情報システムを使用する検査事務については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。